

令和6年9月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 6 年 9 月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第12号	令和 5 年度焼津市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
認第13号	令和 5 年度焼津市し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第14号	令和 5 年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第15号	令和 5 年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第16号	令和 5 年度焼津市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第17号	令和 5 年度焼津市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第18号	令和 5 年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第19号	令和 5 年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第20号	令和 5 年度焼津市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認第21号	令和 5 年度焼津市水道事業会計決算認定及び剰余金処分案について	〃
認第22号	令和 5 年度焼津市病院事業会計決算認定について	〃
認第23号	令和 5 年度焼津市公共下水道事業会計決算認定について	〃
認第24号	専決処分事件の報告及び承認について（損害賠償の額の決定について）	1
認第25号	専決処分事件の報告及び承認について（令和 6 年度焼津市一般会計補正予算（第 5 号））	3
認第26号	専決処分事件の報告及び承認について（令和 6 年度焼津市一般会計補正予算（第 6 号））	8
認第27号	焼津市教育委員会委員の任命について	別冊
認第28号	焼津市ほか 1 組合公平委員会委員の選任について	〃
認第29号	焼津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
議第30号	焼津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
議第51号	令和 6 年度焼津市一般会計補正予算（第 7 号）案	別冊
議第52号	令和 6 年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第53号	令和 6 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第54号	焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	13
議第55号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	14
議第56号	損害賠償の額の決定について	別冊
議第57号	焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事（建築工事）請負契約の締結について	〃
議第58号	令和 6 年度焼津市豊田地域交流拠点施設建設工事（建築工事）請負契約の締結について	〃
報第12号	令和 5 年度焼津市土地開発公社の決算状況について	別冊
報第13号	令和 5 年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について	15
報第14号	私債権の放棄について	18
報第15号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	19
報第16号	専決処分事件の報告について（道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について）	20

専決処分事件の報告及び承認について

「損害賠償の額の決定について」を令和6年7月30日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年9月2日提出
焼津市長 中野 弘道

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について次のように専決処分する。

令和6年7月30日専決処分
焼津市長 中野弘道

損害賠償の額	1,280,534円
事件の概要	令和5年3月20日女兒（当時1歳）が、低血糖の治療のため、焼津市立総合病院小児科に入院した。 入院後、アクメインDによる点滴治療を行っていたところ、3月22日、点滴漏れが発生し、左手背部から左手関節部にかけて化学熱傷を来し、左手背部皮膚が壊死となった。 その後、女兒は、左手背部に手術が必要となり、静岡県立こども病院に転院し、4月17日にデブリードマン及び人工真皮貼用手術が施行され、5月1日、再度、人工真皮貼用手術が施行された。 令和6年2月7日に焼津市立総合病院形成外科を受診し、「現時点では、可動域制限はないが、軽度の皮膚拘縮の傾向が出てきており、将来的には発育に伴い瘢痕拘縮の可能性はある」と診断された。 これらの事実経過に対し、市としては、本件における点滴治療の適応や刺入手技・部位等に問題はないが、刺入後の点滴刺入部の確認が不十分であった点に鑑み、見舞金として上記の額を支払うことで女兒の両親から承諾が得られ、和解することとなった。

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

年 月 日	事 実 関 係
令和5年3月20日	女兒（当時1歳）が低血糖の治療のため焼津市立総合病院小児科に入院。入院後、アクメインDの点滴を施行。
令和5年3月22日	腕の腫れ、手背の発赤、白色化を発見。形成外科において、左手背～手関節部化学熱傷(※1)と診断された。その後、左手背部皮膚が壊死となった。
令和5年3月30日	左手背部に手術が必要と判断され、静岡県立こども病院に転院となった。
令和5年4月17日	静岡県立こども病院にてデブリードマン(※2)及び人工真皮貼用手術が施行された。
令和5年5月1日	静岡県立こども病院にて再度、人工真皮貼用手術(※3)が施行された。
令和5年5月2日	静岡県立こども病院を退院。5月18日以降は焼津市立総合病院に通院する方針となる。
令和6年2月7日	焼津市立総合病院形成外科を受診。「可動域制限はないが、将来的には発育に伴い瘢痕拘縮(※4)の可能性がある」と診断され、次回は1年後の診察となった。

(※1) 化学熱傷とは 化学損傷とは酸、アルカリ、有機溶剤などの化学物質が皮膚に触れて、やけどのように皮膚が傷つくことである。

(※2) デブリードマンとは患部の壊死組織をメスで取り除く手術。

(※3) 人工真皮とは真皮様構造を構築する目的で開発された医療材料で、コラーゲンスポンジとシリコーンシートの2層構造になっている。適応となる創傷は、自然治癒が期待できないⅢ度熱傷創に対するデブリードマン後の皮膚欠損創、外傷や皮膚腫瘍切除、あるいは瘢痕切除により生じた皮膚全層欠損創などである。

(※4) 瘢痕拘縮とは、傷あとが引きつって思うように関節などを動かせなくなる状態を言う。

専決処分事件の報告及び承認について

「令和6年度焼津市一般会計補正予算（第5号）」を令和6年8月21日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年9月2日提出
焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,294,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月21日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		8,392,486	809	8,393,295
	2 基 金 繰 入 金	8,376,443	809	8,377,252
歳 入 合 計		67,294,035	809	67,294,844

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		5,690,841	809	5,691,650
	1 土 木 管 理 費	226,594	809	227,403
歳 出 合 計		67,294,035	809	67,294,844

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰 入 金	8,392,486	809	8,393,295
歳 入 合 計	67,294,035	809	67,294,844

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	5,690,841	809	5,691,650	0	0	0	809
歳 出 合 計	67,294,035	809	67,294,844	0	0	0	809

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	8,392,486	809	8,393,295
2 基金繰入金	8,376,443	809	8,377,252
1 財政調整基金繰入金	2,179,850	809	2,180,659
歳 入 合 計	67,294,035	809	67,294,844

3. 歳出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 土木費	5,690,841	809	5,691,650	0	0	0	809
1 土木管理費	226,594	809	227,403	0	0	0	809
1 土木総務費	157,484	809	158,293	0	0	0	809
歳 出 合 計	67,294,035	809	67,294,844	0	0	0	809

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	809	財政調整基金とりくずし

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	333	元小浜地区生活支援事業費
18 負担金、補助及び交付金	476	元小浜地区生活支援事業費

809

専決処分事件の報告及び承認について

「令和6年度焼津市一般会計補正予算（第6号）」を令和6年8月28日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年9月2日提出

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,339,312千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月28日専決処分

焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,657,823	44,468	8,702,291
	1 国庫負担金	6,005,177	44,468	6,049,645
歳 入 合 計		67,294,844	44,468	67,339,312

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		7,758,135	44,468	7,802,603
	1 保健衛生費	7,137,535	44,468	7,182,003
歳 出 合 計		67,294,844	44,468	67,339,312

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金	8,657,823	44,468	8,702,291
歳 入 合 計	67,294,844	44,468	67,339,312

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	7,758,135	44,468	7,802,603	44,468	0	0	0
歳 出 合 計	67,294,844	44,468	67,339,312	44,468	0	0	0

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	8,657,823	44,468	8,702,291
1 国庫負担金	6,005,177	44,468	6,049,645
2 衛生費国庫負担金	7,041	44,468	51,509
歳 入 合 計	67,294,844	44,468	67,339,312

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	7,758,135	44,468	7,802,603	44,468	0	0	0
1 保健衛生費	7,137,535	44,468	7,182,003	44,468	0	0	0
2 予防費	578,536	44,468	623,004	44,468	0	0	0
歳 出 合 計	67,294,844	44,468	67,339,312	44,468	0	0	0

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費負担金	44,468	新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	44,468	高齢者予防接種費 高齢者予防接種費
		44,468

焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

焼津市国民健康保険条例（昭和34年焼津市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号）を次のとおり変更することについて、同項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により議決を求める。

令和6年9月2日提出

焼津市長 中野 弘道

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約（案）

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合告示第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

令和5年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年9月2日提出

焼津市長 中野 弘道

1 健全化判断比率

実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	6.3%
将来負担比率	—

2 資金不足比率

水道事業会計	—
病院事業会計	—
公共下水道事業会計	—
温泉事業特別会計	—

令和5年度の焼津市の財政の健全化に関する比率の報告について（参考資料）

1 一般会計等に係る健全化判断比率

項 目	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.86%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.86%	30.00%
実質公債費比率	6.3%	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	—	350.0 %	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されません。

※ 将来負担比率はマイナス値となるため、算定されません。

2 公営企業に係る資金不足比率

会 計	比 率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	
温泉事業特別会計	—	

※ いずれの会計においても、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。

3 各比率について

(1) 実質赤字比率

＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

△3,383,640 千円（黒字）／28,967,623 千円×100＝△11.68%

(2) 連結実質赤字比率

＝地方公共団体の連結実質赤字額／標準財政規模×100

△9,514,273 千円（黒字）／28,967,623 千円×100＝△32.84%

(3) 実質公債費比率

＝一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金／（標準財政規模－算入公債費等の額）×100 （3か年平均）

(6.27191+6.35949+6.41463)／3＝6.3%

令和3年度：1,611,403 千円／25,692,383 千円×100＝6.27191

令和4年度：1,587,290 千円／24,959,387 千円×100＝6.35949

令和5年度：1,648,161 千円／25,693,790 千円×100＝6.41463

(4) 将来負担比率

＝一般会計等が将来負担すべき公営企業等を含めた実質的な債務／（標準財政規模－算入公債費等の額）×100

$$\triangle 4,709,770 \text{ 千円} / 25,693,790 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 18.3\%$$

(5) 資金不足比率

＝公営企業ごとの資金の不足額／事業の規模×100

水道 $\triangle 1,772,672 \text{ 千円 (黒字)} / 1,956,001 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 90.6\%$

病院 $\triangle 3,019,279 \text{ 千円 (黒字)} / 12,887,495 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 23.4\%$

下水道 $\triangle 257,404 \text{ 千円 (黒字)} / 628,384 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 41.0\%$

温泉 $\triangle 1,000 \text{ 千円 (黒字)} / 22,525 \text{ 千円} \times 100 = \triangle 4.4\%$

私債権の放棄について

焼津市債権管理条例（平成22年焼津市条例第9号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出

焼津市長 中野 弘道

放棄した私債権の名称	放棄した私債権の額		放棄した事由			その他必要な事項
	金額（円）	件数	放棄理由	金額（円）	件数	
土地貸付料	203,410	3	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	189,000	2	放棄した期日 令和6年3月31日 時効期間 5年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	14,410	1	
奨学資金貸付金元金収入	282,000	3	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	282,000	3	放棄した期日 令和6年3月31日 時効期間 10年
水道料金	801,294	310	債務者が失踪、行方不明その他の事情にあり、徴収の見込みがないもの	787,576	307	放棄した期日 令和6年3月31日 時効期間 2年
			破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたもの	13,718	3	

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年7月16日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第9号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年7月16日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 22,500円

専決処分事件の報告について

「道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年8月20日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月2日提出
焼津市長 中野 弘道

専第11号

道路管理瑕疵による自動車破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路管理瑕疵による自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年8月20日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 7,404円